

◎新潟県告示第592号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
長岡市
- 2 事業の種類
長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業及びこれに伴う附帯工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長岡市大字日越字原地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、長岡市立総合支援学校グラウンド等整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校に関する事業に該当する。また、附帯工事は、本体事業のために欠くことのできない調整池及び道路の整備をするものであり、法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業を長岡市総合計画実施計画に掲げており、必要な予算について既に予算計上しているほか、来年度以降についても一般財源及び地方債により予算措置することを確約している。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市立総合支援学校は、平成6年度に小学部及び中学部の児童生徒43名で開校し、その後高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、そして障害者の自立と社会参加が進む中、現在では高等部も設置され、児童生徒200名以上の県内で最も規模の大きい特別支援学校となっている。

児童生徒数の増加に伴い不足する教室や新たな教育課程に必要な作業室は、既存のグラウンド用地に増築することで対応してきたが、度重なる校舎の増築により既存のグラウンドはなくなり、また屋内運動場も開校当初のままの面積であることから、児童生徒が体育活動を行う十分な場所を確保するため、新たにグラウンドや屋内運動場等を整備するものである。

本件事業の実施により、特別支援学校学習指導要領の「適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上又は心身の調和的発達を図り、明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる」という目標を満たすことができるほか、芝生広場等により自然に触れあう機会も増え、心身の健康増進にもつながることが期待できる。

また、屋内運動場の建物の1階を、児童生徒を送迎するスクールバスや保護者の自動車が使用する駐車場とすることで、現在駐車場の不足により発生している路上駐車を減らすことが可能となる。

さらに、本校は長岡市地域防災計画の避難場所に指定されていることから、耐震性に優れ、安全・安心な構造で新たに整備されることにより、防災拠点としての機能の充実が見込まれる。

以上のことから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の実施による影響として、工事に伴う振動や騒音のほか車両からの排ガスの発生等の公害が考えられるが、起業地は丘陵地の畑作地帯にあり、宅地及び既存校舎の教室から離れていることから、周囲に対する影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地内に埋蔵文化財は存在しないこと及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないことを、市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、既存施設に隣接し連携に優れている場所を2か所選定し、社会的条件、経済的条件及び技術的条件を基に比較検討した結果、工事が既存校舎の一部との連結で済むため事業費を安く抑えられること及び道路の付け替えが生じないため農用地を分断することなく優良農地の保全に寄与できることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事についても、雨水排水の調整池及び工事用道路としての機能を確保するために同様の条件で計画していることから、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように児童生徒の増加によりグラウンドがなくなり狭い屋内運動場や廊下等で体育活動を行っているために、体育学習に支障が生じたり衝突事故が発生したりしていることから、市として早急に整備する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市教育委員会教育部教育施設課